

ノートルダム清心女子大学との共同事業実施要領

1 共同事業実施の趣旨

ノートルダム清心女子大学（以下「大学」という。）の豊富な知識や技術を活用し、本市と大学が共同して事業を行うことにより、行政運営上の課題の解決を図るために実施するものである。

共同事業とは、大学の専門的、学術的な見地から助言、指導を受けながら、本市と大学が共同して行う事業とする。

2 実施要件

共同事業を実施することで、有意義で優れた成果を期待できるものとし、予算の範囲内で実施する。

3 申請及び契約

共同事業を希望する課長（以下「主管課長」という。）は、別記様式「共同事業申請書」を政策調整課長へ提出する。政策調整課長は、大学と協議したうえで、実施の可否を決定し、主管課長に通知するとともに、大学との間に共同事業その他の必要事項を定めた契約を締結する。

4 実施期間

原則として1年以内とし、契約日の属する年度を超えないこととする。ただし、双方が必要と認めるときは、次年度以降も実施期間を延長することができる。

5 共同事業完了の確認

政策調整課長は、大学及び主管課長から送付された完了報告書により、事業完了の確認を行うとともに、完了報告書は、主管課長の責任において保存する。